

私は映画やTVのドラマの音楽を作っておりますが、
日本の映画のほとんどの場合、
一次使用ということで音楽の印税は発生しておりません。

もちろん、その映画がDVD化されたり、
サントラがCDになる二次使用では正確な分配がされているので、
私たちは音楽で生計を立てられるわけですが、
もしそれらのメディアや配信もない場合はどうなるのかと言うと、
印税は基本的にゼロです。

それだけに、日本の映画が外国で上映された場合には、
印税が発生されることを期待したいのです。
また、同じように外国の映画が日本で上映された場合には、
使われ方に見合った印税が発生する必要があると思います。

以前、台湾や韓国の作曲家と話をしたことがあります。
やはり映画に限らず印税はないため、
今後どうしたら良いのか悩んでいる姿が印象的でした。

今回の映画上映規定の変更や、
アジアにおける印税のフォーマットが
スムーズに決まることを願ってやみません。

もちろん、
映画関係者全員が納得できるカタチで収まることが私の希望です。

2017年11月7日

川井憲次

A handwritten signature in black ink, reading 'Kenji Kawai' in a cursive style.